

事務連絡
令和2年3月11日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経理室長

令和元年度医療施設等運営費等補助金に係る交付申請書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記について、今般の新型コロナウイルス国内感染拡大防止への対応の一環として、病院内保育所等が臨時・追加的に実施する学童保育について、緊急的な財政支援対策を実施する見込みとなりました。

つきましては、事業の対象となる病院等への周知及び下記提出期限までの交付申請書の取りまとめについて、きわめて短期間での依頼となりますが、ご対応方よろしくお願いいたします。

記

1 交付申請書の提出を依頼する事業

補助金名	提出期日（厳守）
(1) 医療施設運営費等補助金 (小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業)	令和2年3月18日（水）

2 提出資料

(1) 医療施設運営費等補助金交付申請書

※先に電子媒体（Excel、難しい場合はPDF）で提出下さい。

- ・総括表
- 都道府県（県立病院）
 - ・第4号様式
 - ・別紙1（1）医療施設運営費等補助金所要額調書、別紙1（2）
 - ・別紙38（1）事業計画、別紙38（2）所要額明細
 - ・歳入歳出予算書の抄本
- その他医療機関
 - ・第2号様式
 - ・別紙1 医療施設運営費等補助金所要額調書
 - ・別紙18（1）事業計画、別紙28（2）所要額明細
 - ・収入支出予算書の抄本

3 留意事項

- (1) 募集の際に都道府県において、各申請施設において学童保育を実施しているか否か確認されたいこと。
- (2) 本事業は、小学校の臨時休校に伴い、病院内保育所等が臨時・追加的に実施する学童保育を実施した際に追加的に人員を配置すること要する経費の財政支援事業であること。
※ 事業の詳細は、添付の「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業実施要綱（案）」を参照ください。
- (3) 本事業は、国からの直接補助事業であるため、都道府県における財政措置は不要であること。
- (4) 書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、参考資料の提出は必要最低限とすること。
- (5) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に基づき実施するものであることに留意すること。
- (6) 提出期日は厳守すること。なお、提出期日を過ぎた交付申請書の提出は原則として受け付けないため留意すること。また、補助事業者となり得る管内の施設等に対してもその旨、周知願いたいこと。
- (7) 交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に下記連絡窓口まで照会すること。

【連絡窓口及び交付申請書の送付先】

厚生労働省 医政局 医療経理室

研究助成係 伊藤 (itou-sumire.rp4@mhlw.go.jp)

以上